

福津市中小企業振興審議会規則
(令和6年3月22日福津市規則第25号)

(趣旨)

第1条 この規則は、福津市中小企業振興条例(令和6年福津市条例第10号。以下「条例」という。)第12条第2項の規定により、福津市中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な協議又は調査を行い、意見を具申するものとする。

- (1) 条例第11条に規定する施策に関する事項
- (2) 条例第13条に規定する計画に関する事項
- (3) その他市内の中小企業の振興に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する10人以内の委員で構成する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

2 特別の事項を調査審議するため必要がある場合には、臨時委員を設けることができる。

(委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 中小企業関係者
- (3) 関係機関・団体を代表する者
- (4) 公募に応じた者

(任期)

第5条 委員の任期は、二年以内とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、その職務達成に必要な期間とする。

4 市長は、委員又は臨時委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これらを解任することができる。

- (1) 心身に故障があるため職務の遂行に堪えない場合
- (2) 委員又は臨時委員たるに適しない非行があると認められる場合

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、その選出は委員の互選による。

- 2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(会議及び意見の聴取)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開き、審議を行い、又は議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 審議会に、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の命を受けて、専門事項を調査審議する。
- 3 専門部会の委員は、委員及び臨時委員のうちから、会長が任命する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、経済産業部商工振興課において掌る。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の議決を経て会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行後最初に開く審議会については、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。